

多賀城市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、多賀城市体育協会会則第3条第7号に基づき、本会の個人及び団体並びに本市スポーツ向上に寄与したもの及び団体を表彰するのに必要な事項を定めるものとする。

(種類及び基準)

第2条 表彰の種類及び基準は、別紙の通りとする。

(推薦)

第3条 加盟団体は、表彰の基準に該当する者及び団体がある場合は、所定の様式により、その候補者及び団体を会長あてに推薦する。

ただし推薦締切り後に開催された大会等については、次年度に推薦することができる。

推薦された候補者については、理事会で決定する。

(受賞)

第4条 表彰は異なった受賞であれば重賞を妨げない。

ただし勲功賞については1回のみとするが特に勲功の著しい者については、別にこれを表彰することができる。

(特別表彰)

第5条 会長は第1条に該当し表彰を受けた者の中から特に功労の著しい者その他本市スポーツの普及振興に寄与された者については、特別表彰をすることができる。

(上申)

第6条 外部団体から上申するよう申請があった場合、該当する者及び該当する団体がある場合はその都度、該当者及び該当団体を選定し上申する。なお、上申する候補者及び団体は第1条により表彰した者及び団体から選定する。

(記録整理)

第7条 事務局は、表彰者及び表彰団体の名簿を作成し、記録整理のうえ保存する。

附 則

この規程は、昭和61年5月26日より施行する。

表彰等の種類及び基準

体育功労章

	役 職	年 数
市 体 育 協 会	1 会長、副会長、理事長	6
	2 顧問、参与	8
	3 常任理事、理事、監事	8
	4 専門委員	8
	5 評議員	10
	6 その他功績のあった者	
加 盟 団 体	1 会長、副会長、理事長	8
	2 理事、専門部長	10
	3 その他の役員（下部組織役員）	10
	4 協議審判、体育スポーツ指導者	10
	5 その他功績のあった者	

- 1 表彰対象 多賀城市体育協会又は加盟団体に功績のあった年齢40歳以上（3月31日現在）の者を表彰する。
- 2 本会加盟以来2年を経過した団体からの被推薦者で推薦人員は2名以内とする。

勲功章

前年4月1日から、表彰推薦締切日までの間において次の各号に該当するものであること。

なお、過去において表彰を受けた個人及び団体も対象となるものである。

- 1 オリンピック選手として参加した個人及び団体
- 2 国際大会で優秀な成績を残した個人及び団体
- 3 全国大会又はこれに準ずる大会において第3位以上に入賞した個人及び団体
- 4 以上に準じた大会で優秀と認める成績を残した個人及び団体

様 式 1

体育功労賞受賞候補推薦書

ふりがな		性別	生年月日
氏 名			平成 年 月 日生
住 所			
	役 職	年数	履歴、スポーツ歴
市 体 育 協 会	1 会長、副会長、理事長	6	
	2 顧問、参与	8	
	3 常任理事、理事、監事	8	
	4 専門委員	8	
	5 評議員	10	
	6 その他功績のあった者		推 薦 理 由
加 盟 団 体	1 会長、副会長、理事長	8	
	2 理事、専門部長	10	
	3 その他の役員（下部組織役員）	10	
	4 協議審判、体育スポーツ指導者	10	
	5 その他功績のあった者		

上記の者を功労賞受賞候補者に推薦します。

平成 年 月 日

多賀城市体育協会会長 殿

推薦者 加盟団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

印

様式 2

勲功章受賞候補推薦書（個人）

ふりがな		性別	生年月日
氏名			平成 年 月 日生
住所			
履歴			
事績 又は スポーツ歴			

勲功章受賞候補推薦書（団体）

団体名	
同所在地	
責任者名	
同住所	
事績	

上記の者を勲功章受賞候補者に推薦します。

平成 年 月 日

多賀城市体育協会会長 殿

推薦者 加盟団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

印